

山形県総合ブランド戦略推進会議設置要綱

(目的)

第1条 県産品と『やまがた』そのもののイメージを一体的に向上させ、県産品全体の底上げを図り、本県経済の活性化と地域産業の振興を目的として策定した山形県総合ブランド戦略（以下「戦略」という。）を具体的に推進していくため、山形県総合ブランド戦略推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について指導、助言を行う。

- (1) 戦略に基づく具体的な取組みに関する事項
- (2) 山形セレクションブランド化戦略の実施に関する事項
- (3) 戦略の事業実績、成果及び課題の評価・検証に関する事項
- (4) 戦略の見直しに関する事項
- (5) その他戦略の目的達成のために必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、知事が委嘱する委員15名以内で構成する。

- 2 推進会議に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、推進会議の業務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員の任期は3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

(会議)

第4条 推進会議の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ意見等を聞くことができる。
- 3 委員長は、必要に応じて委員の一部による部会を組織し、会議を行うことができる。
- 4 委員から特に申し出のあった場合、代理出席を認めるものとする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、商工観光部観光交流局経済交流課において処理する。

(設置期間)

第6条 推進会議の設置期間は戦略の対象期間とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営等に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年10月19日から施行する。
- 2 山形セレクション会議設置要領は、廃止する。